

「農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令案について
の意見・情報の募集」の結果について

令和8年5月20日
農 林 水 産 省
農 村 振 興 局

農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令案について、令和8年3月18日から令和8年4月16日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、御意見が寄せられなかったことから、原案を踏まえ、農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正することとしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

農林水産省農村政策部農村計画課

電話：03-3502-8111

(内線5443)